

令和4年度 第2回尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

議事録

開催日時：令和4年11月24日（木）午後7時～午後8時

開催場所：尾鷲市立中央公民館 1階 視聴覚室

委員数：15名

出席委員数：8名（欠席7名）

市長 欠席

事務局出席者：6名（市民サービス課…古戸課長補佐兼国民健康保険係長、清水、大西、中森 税務課…仲課長、笈谷係長）

【会議内容】

1. 開会

（事務局：市民サービス課）

本日はご多忙のところ、夜遅くにお集まりいただき、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、令和4年度 第2回 尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。

本来ですと市民サービス課長 湯浅が進行を務めるのですが、本日、別の公務があることから、欠席させていただいておりますので、市民サービス課課長補佐兼国民健康保険係長の古戸が司会を務めさせていただきます。

今回は第2回目の会議ですけれども、令和3年度及び令和4年度第1回目につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書面での決算等の報告とさせていただいたところがございます。よって、本日が、皆様にお集まりいただく最初の会議となりますので、事務局及び、関係部署職員の紹介をさせていただきます。

【事務局の自己紹介】

皆さん、こんばんは。税務課長の仲と申します。

本日はご多忙のところ、また夜分大変お疲れのところ、令和4年度第2回「尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」にご出席いただき、誠にありがとうございます。

委員の皆様には日頃より国民健康保険事業の運営について多大なるご支援・ご協力を賜りまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

今回、諮問させていただきます内容につきましては、国の「令和3年度税制改正大綱」に基づき、国民健康保険税の負担の公平性と、国保財政運営の健全化を図るべく実施したいと考えているもので、1年遅れではありますが、令和5年度より、「政令に沿った形での

賦課限度額の見直し」を行うことについて、ご審議をお願いするものでございます。

この後、詳しくご説明させていただきますが、賦課限度額の引上げにつきましては、一部、高所得層の方の税額引上げとなりますが、それ以外の中低所得層の方の税率を、できるだけ上げないようにする事を目標・目的として行うものであります。

委員の皆様におかれましては、何卒、その趣旨をご理解いただいた上で、忌憚のないご意見、ご質疑をいただきつつ、ご審議を賜りたいと考えております。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(以下省略)

以上となります、今年度もよろしくお願いいたします。

それでは、会議を進めさせていただきます。

本会議の成立の可否についてご報告申し上げます。

ただいま、ご出席していただいております委員さんは、15名中 8名でございます。

本日の会議につきましては、尾鷲市国民健康保険規則第3条に規定する開催の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、尾鷲市国民健康保険規則第4条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事を整理し、会務を総理するとなっておりますので、ここで議事の進行を会長に代わらせていただきます。

塩津会長よろしくお願ひします。

(会長)

皆様こんばんは。

ただいまから私が議事の進行をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

なお、本協議会を開催するに当たり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として短時間で進めるため、委員の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

それでは、事項書に基づき、会議を進めてまいります。

2. 議事録署名委員の指名

会長より内山委員と千種委員を議事録署名委員に選出し、両委員とも議事録署名を受諾。

3. 議題

尾鷲市国民健康保険税賦課限度額の引き上げについて（諮問）

(会長)

それでは、議事に入りたいと思います。

議題の「尾鷲市国民健康保険税賦課限度額の引き上げ」について、市長から諮問がありましたので、国民健康保険税の現状及び見直し案について、事務局に対し説明を求めます。

【事務局から説明 説明者 笈谷税務課課税係長】

(税務課)

それでは税務課より説明させていただきます。

国民健康保険加入者の皆様にお納めいただく国民健康保険税につきましては、その負担額に一定の限度を設けており、その上限額を賦課限度額と言います。

今回の諮問は、その賦課限度額について、国は令和4年度からの引き上げを示していましたが、本市においても、国の改正から1年遅れではありますが、令和5年度から同様の内容で引き上げを行うかどうかについての諮問となり、本日、委員の皆様にご審議いただきたいと存じます。

国は令和3年度税制改正におきまして、増加する医療給付費等に対し被保険者間の税負担の公平性確保、中間所得層の被保険者の負担配慮の観点から既に令和4年度からの賦課限度額の引き上げを決定しております。

本市におきましても、保険税負担の公平性の観点から、令和5年度から、同様の内容で引き上げを実施すべきではないかと考えます。

具体的な改正案といたしましては、資料「国民健康保険税の賦課限度額の見直しについて」の10ページをご覧ください。

医療分の賦課限度額 現行63万円を65万円に、後期高齢者支援分の賦課限度額 現行19万円を20万円に引き上げさせていただく内容となります。

それでは資料1ページにお戻りいただき、この案を委員の皆様にお示しさせていただくことに至った理由等につきまして、ご説明いたします。

資料1ページをご覧ください。

社会保険方式を採用する医療保険制度では、保険税負担は、負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険税負担に一定の限度を設けることとなっています。

これまでも、保険税負担の公平を図る観点から、低所得者層に配慮した軽減判定所得の見直しを行い、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げながら、賦課限度額を引き上げてきています。

2ページをご覧ください。

本市においては令和2年度に保険税率を令和3年度に賦課限度額を引き上げておりますが、今後再び医療費が増加し確保すべき保険税収入額が増加した場合において、必要な保険税収入を確保するため、3ページに①として保険税率の引き上げを行った場合、4ページに②として保険税率及び賦課限度額の引き上げを行った場合についてイメージ図を示しております。

3ページをご覧ください。

高齢化の進展等により医療給付費等が増加する一方で、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、賦課限度額を引き上げずに保険税率の引上げにより必要な保険税収入を確保することとすれば、賦課限度額が変わらない高所得層の負担は変わらず、中間所得層の負担が重くなります。

4ページをご覧ください。

保険税率の引き上げとともに賦課限度額を引き上げることとすれば、高所得層により多く負担いただくこととなりますが、中間所得層の被保険者に配慮した保険税設定が可能となります。

5ページをご覧ください。

次に国民健康保険税に係る賦課限度額の在り方についてですが、国の方針として、国民

健康保険税の賦課限度額については、これまで被用者保険におけるルールとして、最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が0.5%~1.5%の間となるように法定されていることとのバランスを考慮し、該当世帯割合が1.5%に近づくように段階的に賦課限度額を引き上げています。

6ページをご覧ください。

本市においては、令和4年度賦課時点において医療分28世帯68人、支援分35世帯86人、介護分22世帯32人が超過しており、被保険者数における割合は、それぞれ、1.0%、1.3%、2.1%となっており、本市におきましては該当世帯割合が0.5%を上回っております。

7ページをご覧ください。

これらのことから、医療給付費等の増加が見込まれる中で、医療分を2万円、支援金分を1万円、それぞれ引き上げるにより、中間所得層と高所得層の引上げ幅の公平を図りたいと考えております。

8ページをご覧ください。

このグラフは国における限度額と本市の限度額の比較となっております。

市民の皆様等への周知期間等を考慮し1年遅れで限度額を引き上げています。

9ページをご覧ください。

本市での令和4年度賦課時における限度額超過世帯です。6ページでも説明いたしましたが、令和4年度賦課時点において、35世帯の限度額超過世帯があり、賦課することができなかった超過課税標準額は約1千976万円となっております。

10ページをご覧ください。

これらのことにより国民健康保険税の賦課限度額について、次のとおりといたしたい。

(1) 国民健康保険税の基礎課税額に係る賦課限度額を現行63万円から65万円に引き上げる。

(2) 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を現行19万円から20万円に引き上げる。

11ページをご覧ください。

この賦課限度額の引き上げを行うことで、令和4年度賦課時点において医療分28世帯68人、支援分35世帯86人が超過しておりましたが、引き上げ後は医療分26世帯65人、支援分32世帯77人となり、被保険者数における割合は、医療分は1.0%から、0.9% (△0.1%)、支援分は1.3%から1.1% (△0.2%) となります。

税務課からの説明は以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

(会長)

ただいま事務局から説明のありました、「尾鷲市国民健康保険税賦課限度額の引き上げ」について、ご質問等がございますか？

(会長)

難しいこと多くお聞きしましたが、平たく言うとお金持ちからたくさん賦課限度額として頂くといた理解でよろしいでしょうか？そういうことではない？

みんなの保険料があがるというわけではないですよね？

(事務局)

所得の高い人からだけより多く取って、その分で、他の人の分を上げなくても良いつて

感じです。

(会長)

他に川上さん意見とかないですか？

(会長)

長谷川先生何かご意見とかありませんでしょうか？

(長谷川陽委員)

特にございません。

(会長)

他の方も何かよろしいでしょうか？

(川上輝佐子委員)

被保険者の納付意欲に与える影響っていうのが大事なところにあります。税を納めな
あかんっていう意欲に対して、この間新聞を見ていましたら、尾鷲市内の新聞にグラウン
ドゴルフの試合の時に国民健康保険の健康づくり事業費の支援をとというような記事が出て
いました。ああいうのを見ると、こうやって金持ちの人にしても上がっても、そういうと
ころに使われているんやなということが理解できる。ところが、他の事業でも減塩食やっ
ていて、それも健康づくりのために、国民健康保険からの支援金なんやっていうのが、載
っていない。載っていると、こういうところに使われているんだと思うんですけど、そこ
らへんに関して事務局の方もプレスする時に、丁寧にプレスしてもらおうとか、それから主
催する方にもその旨をきちんと伝えて、集まった会社の中で役所から公金が出ているんで
すよっていうようなことをきちんと伝えるような説明の仕方をしてもらおうと納付意欲に与
える影響も違ってくるのかなと思います。

前もこんなようなこと言わして頂いたんですけど。

(会長)

ええご意見をいただきまして。そうですね。そういう風に常に言うようにしていただい
て、新聞とかにもそういうことを添えていただくといいですね。

(川上委員)

事務局の方からそういう説明をされているのか、受けた新聞社の方が省いているのか、
団体の長などが言わないのか、私にはわかりませんが、そういうようなことをすこしずつ
きちんとみんなに伝えてもらおうと。私たちも、こう論理的に説明してもらおうと分かるけど
ね。

(会長)

みなさんに周知していただくことが必要ですね。貴重なご意見ありがとうございました。
また事務局の方から何かございませんか？

なければここで、「尾鷲市国民健康保険税賦課限度額の引き上げ」について、今回示され
た事務局案で決定するかどうか採決を行いたいと思います。

賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手全員 》

「挙手全員」でありますので、「尾鷲市国民健康保険税賦課限度額の引き上げ」については、今回示された事務局案をもって、運営協議会の答申とさせていただきたいと思いません。

(会長)

よろしいでしょうか？他によろしいですか？はい。

それでは事務局もないということですし、今日は色々忌憚のないご意見たくさん聞かせていただきまして、ありがとうございました。

それでは、これもちまして、令和4年度第2回尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会を閉会いたします。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。どうぞお気をつけてお帰りください。閉会いたします。